

2025年度 授業料の月割分納について

本学の学部及び大学院の学生（研究生、聴講生及び科目等履修生を除く）で、特別の事情があると認められる者については、本人の願い出により、選考の上、授業料の月割分納が許可される制度があります。希望する者は、下記により出願手続きを行ってください。

なお、月割分納の額は授業料年額の12分の1に相当する額とし、前期及び後期ごとに、願い出る必要があります。

1. 出願書類

授業料月割分納願書

2. 申請受付日及び申請窓口

申請書及び該当する書類を準備の上、以下の期間内に申請してください。なお、特別な事情で期間内に申請できない場合は、学生生活課学生支援係へご相談ください。

	申請受付期間	受付時間	受付会場
前期	4月9日(水)から4月11日(金)	10:00～13:00 14:00～16:30	大学会館3階 小集会室
後期	10月8日(水)から10月10日(金)	10:00～13:00 14:00～16:30	大学会館3階 小集会室

※ 提出期間中は、会場で授業料免除及び徴収猶予の申請受付が行われていますが、会場内に設置されている月割分納願書の提出用BOXに提出してください。

● 窓口受付とあわせて、郵便での受付も行います。（上記申請受付期間内に必着のこと。）

● 郵送での申請【送付先】

〒630-8506 奈良市北魚屋西町 奈良女子大学 学生生活課学生支援係 宛

郵送の場合は封筒の表に「**授業料月割分納申請**」と朱書きし、郵送後はその旨学生生活課へメールでお知らせください。件名は「**授業料月割分納申請**」とし、本文に学籍番号と所属と氏名を明記願います。

<送信先: syougakuenjyo@cc.nara-wu.ac.jp>

書類到着後、受付番号を返信してお知らせします。なお、返信にはお時間をいただきますのでご了承ください（概ね到着後2日以内に返信します）。

3. 選考結果

前期分は4月下旬から5月上旬頃までに通知します。後期分は、10月下旬から11月上旬ころまでに通知します。

4. 納付金額及び納付期限

月割分納の額は、授業料年額の12分の1に相当する額とします。

月割分納が許可された場合の納付期限は、毎月末日になります。

※ただし、休業期間中の授業料は、本学の授業料免除等に関する規程等により休業期間開始前が納付期限となります。

5. 注意事項

○授業料免除及び徴収猶予制度との併願はできません。